

支部ニュース

団東京

2009年3月 No, 424

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今月の主な内容

- 新任あいさつ……………佐藤誠一
- 退任あいさつ……………小部正治／大崎潤一／鈴木剛／鈴木真／梅田和尊
- 団東京支部 第37回定期総会 議事録
- 記念講演「世界経済危機について - 日本はどう乗り越えたらいいのか」
……………講師 米田貢 中央大学教授（文責 鈴木剛）
- 九条の会・東京連絡会の活動報告……………島田修一
- 表現の自由を規制する東京都安全安心まちづくり条例改正阻止を……………大崎潤一
- 異議あり 石原オリンピック2016
4月14日午後6時30分 文京区民センター……………大崎潤一
- 首都圏青年ユニオン顧問弁護団の1年……………笹山尚人
- 東京地評労働相談弁護団結成して1年……………笹山尚人
- 日誌

幹事長新任の挨拶

佐藤 誠一 東京南部法律事務所

このたび支部幹事長に選任されました佐藤誠一です（38期、東京南部法律事務所所属）。私は、1990年11月から2年間、本部事務局長を担当させていただいた後は、団のこれといった役職につくこともありませんでした。ここ7～8年はもっぱら活動の中心を弁護士会においてきました。幹事長の職にあって、私の個性が少しでも発揮できる条件があるなら、団の活動と弁護士会の活動が相互乗り入れできるような活動を、心がけさせていただきたいと思っています。

これまでの団員の意識として、団の活動と弁護士会の活動とは、一線を画す、と言っ
ては言い過ぎでしょうが、それに近い意識をもたれることが少なくなかったと思います。
しかし一方で少年事件や消費者問題など、もっぱら弁護士会が取り組んできたテーマが、
団の活動に取り込まれたり、他方で昨年の日弁連富山人権大会で開催されたワーキング
プア問題は、団が取り組むにふさわしくまた取り組んできたテーマでした。今年開催さ
れる人権大会では、危機にさらされる「表現の自由」がテーマに取り上げられます。葛
飾事件、堀越事件、世田谷事件、その他表現の自由に対する弾圧事件に取り組む団のテ
ーマそのものです。外にも弁護士会が「憲法」をテーマに、多数の優れた企画を実施し
ているのも同じ文脈で私は理解しています。活動テーマの面ですでに相互乗り入れは実
現しています。今年5月から実施される裁判員裁判に取り組む団の方針は明確です。
裁判員裁判を実施しつつ制度の改善、運用の改善を求めてゆくには、団の（あるいは国
民救援会ともどもの）活動だけでは不足です。弁護士会がどのような態度、方針をとる
かにかかわる課題です。団と弁護士会がスクラムを組むことができるかが、キーポイン
トとなるのではないのでしょうか。

支部スタッフの新体制がスタートしたとはいえ、残念ながら事務局長及び若干の事務
局次長の選任が果たせていません。これからもお声を掛けさせていただきますので、是
非ご快諾いただけるようお願いいたします。けっこうボリュームのある仕事ではありますが、
通常の事件活動では学べないことがらを学ぶことができます。やってよかったと、きっ
とと思っていただけの仕事です。

次長の職について言えば、幹事長就任への打診があった時点では、中村欧介さんがご
健在であり、欧介次長とご一緒に活動できるのを楽しみにしていましたので、まことに
残念でなりません。でも外の皆さんも欧介さんに負けず劣らず、若くて元気いっぱいデ
ス。そうした皆さんと一緒に楽しく、この2年間がんばりたいと思います。どうぞよろ
しくお願いします。

幹事長を退任して

小部 正治 東京法律事務所

団東京支部の幹事長を2年間担当させていただきました。今年で弁護士30年になりま
すが、団の役員は通算8年やりました。

団の役員はその時代ごとの重要な課題に必ず取り組むことになるというのが実感です。
今回は「貧困と平和」が中心テーマでした。団東京支部の議案書でも2年連続で「貧困」
を一つの課題として取り上げました。東京地評・労働相談弁護団の結成、派遣法改悪反対
の国会要請など画期的な取り組みでした。平和のテーマでは、初めてのサマーセミナーで
憲法会議の新しい長谷川事務局長に「新しい情勢」を講演いただき、9条世界会議の成功、
9条東京連絡会の結成などに取り組みました。

また、何で35年にやるの?と「非難」された35周年記念事業は、「貧困と平和」を正
面から掲げたリレートークも予想以上の参加で成功でき、東京支部の新しいたたかひの契

機となったと思います。団ソフトボール大会も14チーム200名を超える参加で発展しました。

残念なことで至急改善が必要なことは、毎月1回の幹事会に参加する幹事を大きく増やす課題です。議題の厳選・時間短縮・討議事項の事前開示などを通じて充実した討議を組織すると同時に、参加を促す努力が必要かも知れません。佐藤新幹事長よろしく願います。

一番うれしかったことは、若い事務局次長の方々が積極的に取り組みを進め、「若手学習会」が成功を重ねたことでした。また、情勢を正確に捉え、必要なときに的確な声明等を出すことにより世論をリードした大崎事務局長の骨身を惜しまぬ努力に敬意を表します。最後に、いつも先頭に立って取り組みを進められた島田支部長に感謝をし、退任のご挨拶とさせていただきます。

事務局長退任のあいさつ

大崎 潤一 代々木総合法律事務所

2年間の間、みなさまには大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

この2年間で印象深かったのは、新自由主義の破綻が多くの人々の認識になりつつあるということです。新自由主義は市場による調和、ハーモニー、を主張しました。ニュートンの死とアダム・スミスの誕生はほぼ同時期。木から落ちるリンゴを見て引力の法則が発見され、自然の法則、自然の調和が重視されるようになり、市場による調和、ハーモニーが重視されるようになったのでしょうか。

しかし、人間の社会は自然とは違い、予期せぬことなどがさまざま起こります。私たちにとっては驚くことではありませんが、新自由主義者にとっては新自由主義の破綻こそ予期せぬ裏切りだったでしょう。

新自由主義は始まりの終わりの時期が過ぎ、終わりの始まりなのでしょう。終わりの終わりとするよう奮闘したいと思っています。

本当にありがとうございました。

退任挨拶

鈴木 剛 まちだ・さがみ法律事務所

「あっという間でした」とまでは言えませんが、2年間、島田支部長、小部幹事長、大崎事務局長や事務局次長の皆さん、事務局の伊藤さん、奥住さんなど、素晴らしい先輩や仲間にも恵まれ、とても充実した2年間でした。

私が次長に就任した2年前は安倍内閣のもと、教育基本法の改悪、改憲手続法の成立など、憲法改悪の流れが急速に進行している時期でした。

もちろん、今の情勢を見てもなお、格差問題や恒久派兵法など、深刻な問題は数多く存在します。とはいえ、9条世界会議や憲法ミュージカルなど、憲法行事や支部35周年行事の大成功、イラクで展開していた自衛隊の撤退、名古屋高裁の違憲判決など全国の団員

の皆さまのすばらしい活動の成果を目の当たりにすることができたことは特に良い思い出として残っています。

今後の支部に期待することですが、若手団員をはじめとする団員の皆さまが気軽に足を運んで、その活動に参加できるような支部として、もっともっと発展されることを願っています。

そして、昨年実現した多摩での幹事会は、これからもぜひ続けてほしいと思います。その時はぜひ参加したいので誘ってください（誘われなくても参加しますが）。

2年間色々とお世話になりました。これからも宜しく願います。

退任のご挨拶

鈴木 真 東京合同法律事務所

団東京支部第37回総会をもちまして、事務局次長としての役割を終えることになりました。私が事務局次長に就任したのは07年10月のこと事務所の方針もあって、年度の途中から急遽、事務局次長として東京支部の活動に参加することとなりました。

当初は東京支部の運営や事務局次長の役割など何もわからず、右往左往する日々が続きました。08年度は当初から事務局次長として稼働しましたが、築地移転や石原都知事の靖国参拝に反対する都庁申し入れ、Tokyo憲法セミナーの開催、東京オリンピック招致の反対活動、労働者派遣法の抜本改正を求めるオルグ活動と国会要請、B型肝炎や賃貸保証会社の問題発生、新人・若手学習会の企画・立案と実行、サマーオープンセミナーやソフトボール大会の開催等々、あらゆる分野で起こる様々な課題に対し正直消化不良気味となり、結局、島田支部長や小部幹事長、大崎事務局長におんぶにだっこの1年ではなかったかと内心忸怩たる思いを有しています。

ですが、1年の活動の成果を議案書にまとめる作業を体験し、改めて団員による、様々な分野における諸活動を認識することができました。社会に生起する事件のあるところに団員あり、を実感することができ、私自身にとって大きな財産になったと思います。

東京支部団員の方々の様々な分野における活動に学びつつ、今後も団員として頑張っていきたいと考えております。無力な私を支え、また協力していただいた方々に厚く御礼申し上げます。

最後に一言させていただきますが、任期途中に私と同期で事務局次長であった中村欧介団員が急逝されました。葛飾事件一審無罪という画期的成果を獲た彼の業績は、今後も語り継がなければならないと思います。個人的なことでは、東京支部の新人・若手学習会について、葛飾事件を題材に弾圧事件に関する講義を彼にお願いしたことがありました。彼は彼特有の笑顔を浮かべながら、「他に誰もやる人がいなかったらいいよ」と快く引き受けてくれました。あの笑顔が今でも忘れられませんし、亡くなったことは今でも信じられません。退任にあたり、改めて彼の冥福を祈りたいと思います。

以上をもちまして、私の退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

退任の挨拶

梅田 和尊 旬報法律事務所

2年間の任期を終えて東京支部の事務局次長を退任することとなりました。弁護士になって僅か2年半での事務局次長就任に、当初は支部の運営や活動内容も分からず、十分な活動もできなかったように思います。

しかし、小部幹事長や大崎事務局長に強力に引っ張っていただき、東京地評と協同しての労働審判パンフレットの作成や東京地評労働相談弁護団の立ち上げなどに関わらせていただきました。これは、団東京支部と東京地評との連携を強化させることができるとともに、私個人としても東京地評との繋がりができるなど、弁護士としての活動範囲も広げることができ、事務局次長をやってとても有意義な経験の一つでした。

また、私は労働担当として、年末年始には支部総会に向けて労働分野の議案書をまとめましたが、昨年1年間の労働立法や労働問題についての流れなどを自分なりに総括することができ、これも事務局次長をやっていて本当に有意義だと思えることでした。

今後も、東京地評労働相談弁護団の事務局次長として、団支部の活動にも関わっていただければと思っております。この2年間の大切な経験を今後も生かしていきたいと思っております。本当にお世話になり、ありがとうございました。

団東京支部 第37回定期総会 議事録

日付、3月27日、28日

場所、鴨川ホテル三日月

参加者、69人

第1 開会及び議長団選出

司会 1日目 佐藤誠一団員 高石育子団員

2日目 佐藤誠一団員 洪美絵団員

第2 島田支部長あいさつ

房総半島で支部総会が開催されるのは16年ぶり。昨年の35周年記念総会のテーマは「貧困と平和」であったが、それから1年経過して今明らかになっていることは、アメリカによる軍事・経済の覇権の崩壊とそれに伴う自民党政治の行き詰まりである。雇用破壊・生活破壊が広がり、生存権の危機が社会をおおっているが、この状況は個人の失敗ではなく政府の失敗である。「自己責任論」は欺瞞にすぎない。

このような状況の中、9条世界会議が大成功をおさめ、9条の会の活動が各地で大きく広がっている。また、自衛隊のイラク派兵に対して名古屋高裁が違憲判決を下し、自衛隊

のイラク撤退が実現された。平和への欲求、人間らしく生きる願いを求めて市民が連帯してたたかう新しい運動が展開され、今や明文改憲は手詰まりの状況となっている。

しかしながら、改憲への動きは止んでいない。ソマリア派兵、米軍再編の条約化の問題、安心安全条例を改正して街頭の表現活動を抑圧する治安強化策も進められている。これらの動きに正面から対決する決意をこの総会で確認したい。

また、今年は裁判員制度がスタートする。刑事裁判のあり方が重大な転機を迎えたが、制度改善要求と実践的課題をどう調整し実現していくか、この総会の場で議論してほしい。

さらに、今年は2016年オリンピック開催都市が決定する。東京都はオリンピックを口実に9兆円もの大型開発を計画している。雇用破壊・生活破壊が進む中、税金は誰のために、何のために使わなければならないのかを問い直さなければならない。この見地から、東京支部はオリンピックの東京開催反対の声を広げていく、こととする。

今年は都議選と総選挙を控え、来年は参議院選挙と改憲手続法の施行が予定されている。激動の年が今始まろうとしている。団東京支部は幾多の課題を抱えているが、それらはすべて憲法にかかわる課題である。憲法を武器に、憲法を守り、憲法が輝く画期的な年としたい。

第3 来賓あいさつ

東京地方労働組合評議会 伊藤潤一議長

東京地評労働弁護団は結成2年目を向かえ、この間、東京支部には大変お世話になっています。また、ソマリアの問題でも、東京支部の声明を宣伝などに参考させていただいています。この場で御礼申し上げます。

09春闘本番を迎えています。景気悪化が深刻化するもとで、賃上げと雇用を守るためにも、経営者に対し、賃上げを要求し、実現をめざすことが重要です。一方、大企業は、多額の内部留保を溜め込み、株主配当もふやしてきました。

こうした状況のもとで、日本の経済を外需頼みから内需・生活充実型の経済に転換するチャンスとして運動を展開していきたいと考えています。賃金引き上げ、時給1000円以上への大幅引き上げ、年度末を前にした大量の派遣切りの阻止、中小企業の経営を守り、倒産を防ぐ運動大きくつくっていくと考えています。

今年は、参議院議員選挙・都議会議員選挙が行われます。国政と都政を国民本位に転換するために、地域から世論をつくっていくことが重要です。平和を守る運動はじめ、団東京支部のみなさんとともに、09春闘を全力で頑張っていきます。

憲法改悪阻止東京連絡会議 安池是布常任幹事

憲法をめぐる情勢であるが、明文改憲の動きは事実上後景に迫いやられている状況にある。しかしながら、来年は国民投票法の実施が予定されており、今年47億円の予算が計上され準備が進められている。新憲法制定議員同盟の体制強化、改憲国民運動の動きなどの事情もあるほか、テロ・海賊防止名目で派兵と武器使用を緩和し、集団的自衛権の行使を容易ならしめるという動きも認められる。こうした動きに対しては、警戒心を高めて具体的な対応をとることが必要である。

また、民主主義の問題としては、不況・貧困化対策と称して議員削減、比例選挙区廃止と単純小選挙区・一院制の実現などが言われている。こうした動きを阻止するためには世論の喚起が必要であり、まずは政党助成金の廃止を訴えるべきであろうと思われる。

運動面では、9条の会と共同センターは車の両輪の関係にある。9条の会は大きく前進し、東京でも800を超えている。しかし、実際の運動面では停滞しているところもあり、今後9条運動を革新し、組織拡大・運動強化を図るため東京支部と共闘していきたい。

日本国民救援会東京都本部 深沢安治事務局長

言論弾圧3事件について。葛飾事件では最高裁に上告趣意補充書が提出され、堀越事件では東京高裁で証人が引き続き採用されている状況となっている。救援会としては、全労連・団と連携を図りながら運動を展開していきたい。

布川事件は最高裁に係属しているが、何としても勝利を実現し、名張事件の勝利に結びつけたいと考えている。

今年の5月から裁判員裁判の開始が予定されている。これをどうやって迎えていくかについて、救援会員はきちんと参加して裁判員裁判が本当に国民参加になるものとしていくことを決意している。

安全安心条例の改悪についても重大な懸念をもっている。条例改悪への動きの口実となったのは秋葉原の殺傷事件であるが、これと街頭での表現の抑圧・規制がどうして結びつくのか、全く理解できない。

今年は都議選・衆議院選挙が予定されている。言論弾圧・治安強化阻止のため、団東京支部と相互連携を図って取り組んでいきたい。

第4 支部長・幹事選挙手続きの説明 選挙管理委員長 平井哲史団員

第5 記念講演「世界経済危機についてー日本はどう乗りこえたらいいいのか」

講師 米田貢 中央大学教授 (別途)

第6 議案提案および予算・決算の提案と報告 幹事長 小部正治団員

- 1 議案書趣旨説明
- 2 特別決議趣旨説明
- 3 若手団員（登録2年まで）の団費減額の提案

第7 08年決算と09年予算 会計監査報告 滝沢香団員

会計検査報告書記載のとおり。会計処理は適正に行われたものと認められる。但し新会計ソフト導入等若干の提言あり。

第8 討論

▼労働・貧困問題

滝沢香団員「弁護士会の取り組みについて」

昨年行われた富山の人権大会では「労働と貧困」をテーマにシンポジウムが開催され、決議が採択された。討論において、反対意見は一切出なかった。昨年12月には「貧困と人権に関する委員会」が設置され、目的を達するまで常置されることとなった。また「生活保護に関する委員会」では、派遣切りの抜本改正を求める意見書を作成した。

各単位会においても派遣法の抜本改正を求める決議・意見書・声明が続出している。放置できない状況での動きの広がりであり、今年3月9日には全国の単位会で一斉に電話相談（フリーダイヤル）を開催する予定である。相談とともに救済へ、としっかりと結びつけていきたい。

戸館圭之団員「年越し派遣村の取り組み・成果と課題について」

昨年12月31日から日比谷公園の年越し派遣村の活動に参加した。この間の成果として、以下の諸点があげられる。

- ① 派遣切りやホームレス状態にある人々が可視化され、政府も対応（厚労省による宿泊場所に提供など）を余儀なくされた
- ② 生活保護制度の適用場面を確認できた。水際作戦・陽動作戦など生活保護行政の矛盾・誤りを是正し、生活保護のセーフティネットとしての機能を確認できた結果、多くの人々が生活保護開始決定を得ることができた。

今後の課題としては、以下の諸点があげられる。

- ① 3月末で予想される大量の派遣切りとそれに伴う住居喪失。住まいの貧困（ハウジングプア）については、派遣村的措置の全国的展開を図る必要があると思われる。また、実施に際しては単なるイベントやパフォーマンスで終わらさない総合的な取り組みの必要性がある。
- ② 担い手となる法律家が少ない。貧困問題にトータルに対応できる弁護士が必要であり、東京支部でもぜひ多くの団員が参加してほしい。

今村幸次郎団員「貧困問題と団本部の取り組みについて」

- ① ブックレットの作成について

現在の貧困問題に対応するためには、労働問題と生活問題とを一体化して取り組む必要があり、その取り組みに資するものとしてブックレットを作成した。見て分かるとおり、若手団員を中心として作成したものである。3月末に30万人とも予想される大量の派遣切りに際して有効利用してほしい。

- ② 団本部の体制確立

大量解雇阻止対策本部を設置した。3月13日に全国会議を開催する予定だが、そこで取組例の報告および意見交換を図り意思統一したい。

- ③ 3月16日には経団連と厚労省へ要請行動を行い、記者会見をする予定である。

酒井健雄団員「いすゞ自動車事件について」

いすゞ自動車事件は、いすゞ自動車・栃木工場における非正規従業員に対する解雇に関するものであり、期間工と派遣労働者に対する期間途中での解雇に対し、地位確認と賃金仮払い仮処分の申立てを4件同時進行で行っている。

会社側反論の共通点は、派遣従業員に対して会社のいいなりに退職届に名前を書かせておきながら、合意解約を主張するというものである。今後3～4月で仮処分決定が出ると思われるが、本訴も予定しているので支援を要請したい。

梅田和尊団員「東京地評労働弁護団について」

団東京支部と東京地評とが連携して弁護団を結成し、活動を始めてから2年が経過する。活動の内容は、地評が開催する法律相談を担当し、依頼される事件を処理するというもの。

昨年は約80件の事件が弁護団に配転されており、地評とは定期的に会議を開催して意見交換を行っている。この会議では、地評で労働審判員となっている人の講義を受けることで、使用者側代理人による事件の見方も実体験として把握できるなど、研鑽を図る場として成果が上がっている。

弁護団は、労働者側にとってみれば組合を通じて労働者が弁護士にアクセスできる途を作るという機能を有しており、弁護士側にとっても特に若手に労働事件の経験を図る場となりうるものである。労働者・弁護士双方にとって有益な場となっていることから、こうした活動を通じ今後も労働者の権利擁護を実現したい。

東京法律事務所 佐藤洋子事務局員「労働審判員を経験して」

労働審判員となって4月で丸3年を経過する。これまでの担当件数は16件。現在の労働審判の状況は、事件数は前年比で46.5%増加しており、内訳は地位確認が半分、賃金・残業代請求が半分位である。

昨年の全申立のうち、使用者からの申立は21件、調停成立は75.4%、審判に至ったもの15.8%、異議申立は136件で増加傾向にある。

審理の状況はおおむね72日。事件数が増加していることも相まって1回目から調停成立を目指す動きが見られ、言いたいことが言えないことになる危惧感がある。そのほか審判員としての研修があるが、その中で見聞したところによれば、現在のところ裁判所では許可代理の制度の適用は考えていないようである。

▼高石育子団員「オリンピック問題」

2016年オリンピック開催を目指し、東京都が招致活動を推進し、9兆円を大型開発につぎ込むなどの準備を進めている。推進側の「オリンピックの開催に公費はかからない」「オリンピック開催により大きな経済波及効果が予想される」などの主張は欺瞞に満ちたものであり、都議会関係者・専門家から疑問の声が寄せられている。

IOCの視察に合わせて4月14日に東京オリンピック開催反対のシンポジウムを開催する。そのためのパンフレットも作成しているので、多数の団員の協力を要請する。

▼加藤健次団員「裁判員制度等について」

裁判員制度について、議案書を若干補足したい。裁判員裁判制度の開始が近づく中、問題は、意見の相違を前提に今後どのように実践するかであるが、このまま裁判員制度に突入すると弁護権の侵害の危険が極めて大きい。弊害を止める、悪用させないためには、団本部意見書が提示する5点の緊急改善要求について、実際に始まる裁判でも批判・要求していくことが必要。併せて、各事務所でも議論・意見交換した上で、裁判員裁判に参加してほしい。その上で5月集会までに意見・議論を集約化できればと考えている。また、国民・一般市民に対して制度をクリアにする必要があると思われる。本部でリーフレットを作成しているので、これを普及させてほしい。裁判員の立場に立つ国民の声に耳を傾ける活動が必要である。

▼憲法と平和をめぐる情勢

山下太郎団員「日野市長選挙について」

日野市長選挙が今年行われるが窪田之善団員が立候補している。子育て世代の支持・擁立を受けてのことであり、政治とは無縁だった若い世代が自分たちの問題として政治を切り開こうとする意識・意欲の中から生まれた立候補・選挙戦である。多くの団員による協力と支援をお願いしたい。

岸松江団員「東京法律事務所9条の会について」

東京法律事務所9条の会は800名の会員から成っている。事務所の憲法委員会が中心となって組織・行動しているが、毎月「9の日」には定例会を開催し、宣伝行動も行っている。団のリーフレットを持って組合めぐりなどした結果、8600筆の署名も得ることができた。この間の取り組みで9条を守る側が多数派になったと思うが、今後は防戦ではなく多数派として幅広い取り組みをする必要がある。今年は選挙の年であり、選挙に関わる取り組みができないかと考えている。東京支部においても貧困と労働と平和の運動を一体的に発展させていってほしい。

神田高団員「三鷹9条の会について」

三鷹9条の会の今後の活動目標は①生活問題の深刻化にどのように対応するか、②平和の問題については中南米における新自由主義経済の克服を参考にしていきたいと考えている③対米従属の問題について今後10年～20年のスパンで米軍基地の縮小・撤去を目指していかなければならないが、当面の問題としては地位協定の見直しに全力をあげなければならないと考えている。

【2日目】

米田教授のご挨拶

懇親会に最後までおつきあいさせていただいて、自由法曹団が若い人で活気あふれていて心強くなりました。今回の機会を与えていただきありがとうございました。これから労働者の権利のために連帯していきましょう。

第1 諸活動の報告と討論

中川勝之団員「東京生存権裁判について」

生存権裁判は全国10地裁で提訴されている。生活保護における70歳以上の老齢加算又は母子加算の廃止の処分の取消しを求める裁判である。東京地裁は08年6月26日に判決があり残念ながら不当判決だった。現在は東京高裁に上がっている。

争点は、生存権侵害と生活保護法違反かどうかである。専門委員会の議論は問題ないとか高齢者は何とかやりくりしているとか裁判所は結論ありきの判断をし、老齢加算自体最低限度の生活を維持するために必要がないのではないかといったような判決であった。なお、母子加算も争われた広島地裁判決も不当判決であった。

貧困が広がる中で看過できない判決である。高裁では一回結審も予想されたが、厚い控訴理由書を提出し一回結審は阻止した。十分に主張立証を尽くしたい。

吉田健一団員「改憲をめぐる動きと草の根運動」

改憲手続法が来年で3年目を迎え投票ができるようになる。今年の予算で46億円を計上して、改憲手続法が実行できるように着々と準備が進んでいる。46億円のうちの一部は改憲手続法を宣伝するという宣伝費に用いられるが、投票のためのシステム作りが全自治体で行われている。独自のコンピューターシステムをそれぞれの自治体で作らなければならない。それを今年の予算で各自の自治体が計上している。着々と準備が進み、来年5月に、決まればすぐに実行できるという方向で進んでいる。なので、明文改憲の問題については、一つ一つ問題点を指摘して準備をしていかなければならない。

もう一つは、新憲法制定議員同盟が作られている。9条の会に対抗する「草の根」運動をしようという動きがある。日本青年会議所とタイアップして行おうとしている。これは、護憲派からも意見を聞こうということになっている。その目的は明らかであるが、改憲を実行しようと動いている。

9条の会東京連絡会もできて、やらなければならないことがある。一つはネットワーク作りである。それぞれの9条の会がどこでどんな取り組みをしているのか知るためのネットワーク作りが必要である。私たちも三多摩憲法ネットワークを作って、209の9条の会の名簿をそろえた。横田基地や砂川闘争の戦跡に案内してもらったりした。

もう一つは、貧困と格差などの経済問題と改憲阻止のたたかいをどうやって結びつけるか。憲法25条、27条の問題だと意識してたたかいを進めるのが一つだと思うが、アメリカ支配の下でこういった雇用問題や経済問題が起きている。もう一つは、軍事費の問題で、5兆円を使って、自衛隊、米軍基地の維持のためにお金を使っている。

5月3日の憲法集会、8年くらいずっとやっているが、益川さんが来て発言していただくことになっている。

山本真一団員「9条世界会議と9条の会の東京での活動について」

昨年10月24日に9条の会東京連絡会が発足した。東京では900近い9条の会があるとされている。9条の会は草の根運動として発展しているが、9条の会東京連絡会は、それぞれの9条の会の連絡役だけではなくて、それを越えてじっくりと腰を落として自主

的に役立つ運動をするためにあっていいと考えている。

次に、去年9条世界会議を行った。大阪、仙台では約3万人が結集した。東京では1万3000人位が集まって、外で待っている人もいた。総選挙後には政府与党が民主党となるかもしれないが、9条改憲の動きはそう簡単にはおさまらないだろう。9条をまもっていく活動が継続的に必要である。

9条の会の草の根運動に加えて、4, 5年に1回くらいはまた9条世界会議のような運動があってもいいだろうと思う。

笹本潤団員「コスタリカに留学して」

9条世界会議終了後、6月から12月まで6ヶ月間コスタリカに行ってきた。9条世界会議後に日本が運動レベルで何をしていくべきかを考えるために、軍隊のない国コスタリカに行ってきた。

コスタリカではいろいろなことに驚かされた。まず、コスタリカでは、国民が軍隊がないのが当たり前という意識を強く持っている。日本は9条があるのになぜ米軍基地があるのか、自衛隊があるのか、批判された。

コスタリカは平和憲法をずっと生かしてきたが、2000年代に入ると、新自由主義の拡大とともにだいぶ変わってきた現状がある。自由貿易協定の賛否をめぐる国民投票が真っ二つに割れた。反対派は、自由に物が入ってくると格差が広がる、勝ち組と負け組に分かれるというものであった。国民投票は直前まで反対派が勝っていたが通ってしまった。コスタリカは発展途上国でアメリカに経済を頼っている現状がある。アメリカがないと発展しないという意識もかなりあった。また、コスタリカの車の半分以上は日本車で日本も影響を与えている。車がアメリカルートで入ってくる。こういったところから、自由貿易もいいという考えもある。

しかし、平和との関係で問題なのは、自由貿易協定の中では武器輸出もできることになっている。場合によっては、核輸入も可能である。そこに気づいた弁護士が憲法訴訟を起こした。若い弁護士一人だけで憲法訴訟を起こした。しかし、一人だけで運動がない。ただ、それでも裁判所はどんどん付随的違憲審査制ではないから違憲判決を出す。そういったところに支えられてコスタリカの憲法も護られている。

この背景にはアメリカの動きがある。冷戦時代にはアメリカの相手はソ連であったが、冷戦構造がなくなってからは南米に向いた。その中からコスタリカの対応も出てきた。

IADL 大会が6月にあり（ベトナム）、世界中の法律家が集まる。多国籍企業の中で低賃金の問題等があり、日本だけでは解決できない。そういった問題を世界中の法律家と話したい。また、平和の問題についても、ソマリアの海賊など、自衛隊などの武力を用いないで非軍事で解決することを議論・提案したい。特に弁護士になったばかりの若い人に参加してもらいたい。

小林善亮団員「憲法ミュージカル、多摩地域における裁判員制度の状況について」

去年の憲法ミュージカルは6000人が集まり成功した。出演したのは一般公募で集まった市民100人で、普段は憲法も知らない人もいた。そういう若者が例えば、日本兵の役をする際に、日本兵の心境はどういうものなのかと悩みながら役作りをしていく、そう

して体で憲法を覚えることができた。また、そういった若者が憲法という名のつくイベントに友人などを誘うのは…、と言いながらも、普段は憲法の運動に参加したことのない人を観客に呼んできて、次にはそういった人が実行委員会に参加するなどして運動を広げていくことができた。

今年で3年目となるが、今年の11月は諫早湾の干拓事業を扱う。去年佐賀地裁で水門を開けろという判決が出たが、水門が閉まってから既に10年以上が経つ。すでに干拓事業は終了し、農業を始めている人もいる。その中で水門を開ければ塩害が起きるなど新たな様々な利害対立をもたらすこととなる。多くの反対の中でそういった事業がなぜ止まらなかったのか、この事業は何のためだったのかということを問うとともに、国会と市民の関係を問い直す作品にしたい。

このミュージカルは2,500円のチケット代であるが、カンパをもらわないと経費が全く足りない。高校生でも参加できるようにと安くチケット代を設定している。演出等はプロなので代金がかかる。サポーターを募集しているので、運動を支えていただくためにもカンパをお願いする。

多摩地域では、一昨年から裁判所主催で8回模擬裁判を行った。多くの若い団員が参加している。その模擬裁判の結果を受けて、月に1回位、裁判所、弁護士、検察庁で裁判員裁判のあり方について議論している。どんな議論がされているかというと、「疑わしきは被告人の利益に」の説明を裁判所と弁護士が違う説明をすると裁判員が混乱するのではないかといった意見も裁判所から出た。しかし、弁護士は、必ずしも裁判所が十分な説明をするか分からないので、そうであれば裁判所が説明する内容を文書で出すようにといった議論がされたりした。また、集中審理にしても、それが必要であるとしても十分な期間をとって不要であれば削ればいいのであって、3日にこだわる必要がないとか、裁判所が量刑資料を示すにしても、量刑資料の要素のピックアップの仕方について公判前整理手続きで十分に議論されるのかといった議論がなされている。

裁判所や検察庁は組織として準備していることを感じる。毎回少しずつテーマを変えて実験をしながら行っている。裁判所からは弁護士会は大丈夫かと言われることがあるが、弁護士は組織として蓄積されていないことが非常にジレンマではある。

多摩地域では、裁判員裁判専用の国選弁護名簿を作った。お願いしたいのは、問題を持ってもらっている団員には、一定の同じ目的を持って裁判員裁判を担当してもらいたい。実際に参加して初めていろいろな問題が見えてくるところがある。いろいろな弁護士の経験が蓄積できるのは団だけだと思う。蓄積を通じて制度改善要求につなげていくことが重要と考えている。

島田修一団員「候補者に9条アンケートを、について」

選挙が近いので、9条の会東京連絡会において、候補者に9条アンケートを行うべきか否かの議論をした。

肯定派は、一昨年7月の参院選においては9条運動の影響が大きかった、総選挙後の議員は発議権があるから今のうちにアンケートをすべきだ、雇用問題等は議論されるが9条は議論されていないから選挙を通じて9条を議論すべきだ、という意見。

実際に練馬9条の会は昨年12月にアンケートを行った。候補者8人にアンケートを送

り3人から返事があった。共産党2人と民主党1人で、いずれも9条を変えるべきではないという意見であった。返事が来なかった残りの5人はおそらく違う意見だろう。ニュースに載せて結果を1000人の会員に報告したそうだ。

これに対し、アンケートを行うべきではないとの反対意見が圧倒的多数であった。9条の会にはそれぞれの成り立ちがある。アンケートなどをすると、そういった目的で入ったわけではないという人が必ず出てくる。9条の会は交流の場である。投票行動はいろいろな要素によって決まるのだから、アンケートによって投票行動の結論が決まるわけではない。9条の会は選挙が目的ではない。9条の会はいろいろな考えを持った様々な人が入っているので、その基本は曲げるわけにはいかない。結局、9条の会がそれぞれ決めるべきことだということが確認された。

9条の会は市民の運動である。そこは最後まで貫き通さなければならないだろう。韓国では、アンケートを行って発表し、意見の違う人を次々と落選させていったということがあった。これでは落選運動になる。これを9条の会でも行ったら分裂してしまう。

田最上氏はひっきりなしに講演に呼ばれており、聴衆も満員である。改憲派は、彼を中心に「草の根」運動を展開しようとしている。9条の会（全国）の事務局の議論では、今までは自然発生的に9条の会ができてきていたが、もう限界であり、これからは目的を持って9条の会を作っていくことが必要な段階に入っている、とのこと。

四位直毅団員「オバマ政権と日米関係」

オバマ政権の問題をどうみるのか。オバマの問題は対日政策という関係で直ちに關係してくる。

クリントンのインドネシアおよび日本での発言は対照的であった。インドネシアではTAC（東南アジア友好協力条約）加盟を表明した。他方で、日本ではグアム基地移転問題等に触れ、更に24時間という短い滞在の中でソマリア沖派兵に期待すると表明した。対米追随一点の日本に対しては、スマートパワーというがパワーの側面が強く出てくる、軍事面の負担が求められないか懸念される。アフガン政策は変わっていないし、イスラエルへの対応も変わらない。外交、軍事そして様々な経済要求が続いてくる可能性がある。対日関係については十分注意していく必要がある。

どうするかということについては、資本主義のあり方の限界が問われている。新しい社会主義のあり方が中南米でも声が上がり始めている。私たちが歴史の変わり目で果たす役割のポイントは、一つは9条改憲阻止を握って離さず追求していくこと。併せて、安保の廃棄ということを打ち出していく必要があるのではないか。

経済についても日米関係を見つめ直す必要がある。そうしないと新自由主義から抜け出せない。経済上も日米関係を見直すために安保廃棄が必要である。

山本真一団員「四位団員に質問」

今年9月までに総選挙がある。自民党政権が小沢民主党政権に変わる。小沢民主党は憲法改正に踏み込む政権になる可能性がある。その観点からも、改憲反対運動を強くしていく必要があるのではないか。四位団員はどう考えているか。

四位直毅団員

民主党は、アフガンやソマリアや経済問題を避けて専ら政権奪取ばかりに集中している。民主党が政権を取る可能性はあるだろう。しかし、民主党は内部で矛盾を抱えており、早晚分裂するのではないか。仮に政権を握っても、崩壊は早いのではないか。これは的をついている。

小沢が政権を握れば、その持論を話すだろう。自民党政権よりももっと露骨に軍事力拡大を述べるだろう。しかし、そのとき国民がどう反応するか。自民・民主二大政党というが、アフガン、ソマリア、経済問題について自公を追求するだけでなく、民主党はどうなんだと追求していくことが必要である。

須藤正樹団員「裁判員制度について」

1年ほど前に無罪判決を取れた。なぜ取れたのか。裁判員制度が裁判官に与えている影響が非常に大きいと思う。統計的にも無罪率が結構上がってきている。私の件は期日間整理を行っただけだが、その裁判官はその地方裁判所で裁判員制度を自分で勧めている人であった。彼らの本音は裁判員制度をおそれている。今まで自分が王様であった世界に普通の人、とんでもない人が来るかもしれないとおそれている。団のパンフレットは誰にアピールするのか。やはり国民に対してどのように訴えていくのが重要である。

裁判所や検察庁は、市民が入ってくることをおそれている。今のパンフレット等は国民に対して働きかけている。そのスタンスは、こういう風にすれば裁判はよくなると語らないと行けない。聞かれたときにきちんと宣伝しないといけない。宣伝するときは、今の裁判制度の悪いところをいろいろと言える。例えば、私服で休日に公務員がビラを撒く、これが公務の中立性を害するおそれがあるという、こういった全くでたらめな判決をしているということを訴えられるチャンスである。いろいろな冤罪事件で証拠に基づかない判断がたくさんなされている、こういったことを語ることができるチャンスである。

どうしてもやりたくない人は良心の自由を主張して、裁判所に言えば最終的には選ばれないのだから、そういう人は参加しないと言えればいい。実際の刑事裁判で、責任能力、証拠開示で問題がある、いろいろと語ることができるのだから、どんどん出て行って裁判員の前で語るべきだ。団も裁判員制度の改善、運用の改善に向けて進むべきだと思う。

裁判員制度は集団で対応しないとできない。自由法曹団の中にも集団で対応できる体制を作り、その体制の中でいい裁判を勝ち取っていけばよい制度ができる。

坂本修団員「裁判員制度について」

この1年間が大事であるという点は小池団員と同じ意見である。裁判所も検察庁も必死になって対応している。そのときに弁護士側がバラバラではいけない。既成事実が作られてしまう。この1年間に積極的に取り組まなければいけない。

裁判員制度の延期論があり、それが政治的に実現できればいいとも思うが、現時点では意味のない議論だと思う。今は、来るべき制度に向けて最大限たたかっていくことが一番重要であり、それ以外に採るべき道はない。

裁判は説得の活動である。職業裁判官を説得する活動は変わらないが、それ以外に6人の裁判員がいる。その裁判員に無罪推定をどこまで貫いてもらえるか、これを国民に理解してもらうために何をするか、裁判員の心に響く弁護活動とは何か、これに正面から取り組みたい。

同時に、個別の事件に取り組むだけではなく、制度的にも共産、社民、民主いずれも見直すべきものを見直すことには賛成である。政党頼りではなく、現場から日弁連、単位弁護士会で声を挙げていくことがここ1年で大事である。そういった中で私たちが果たす役割は非常に大きいと思う。

国民は「疑わしきは被告人の利益に」を知らない。本当のことを知ったとき国民は動く。

世界でも日本でも、今までにない構造的な動きがある。そのときに私たちが決められる。今までは主張はするけど通らなかった。今は私たちが変えられる。私たちが長年求めてきた刑事裁判が実現できる可能性がある。国民の人権が実現できる時代に来ている。

《休憩》

小池振一郎団員「裁判員制度について」

模擬裁判に参加していない人は参加して欲しい。裁判官も検察庁も必死にやっている。裁判官が裁判員に非常に気を遣っている。裁判員制度は官僚司法の打破に積極的な意義を持っている。絶好のチャンスが来ている。国民が刑事裁判に関心を持っている今こそ、推定無罪を訴えることができる、教育できる絶好の機会である。

延期論は絶対に反対である。ここで延期すれば裁判員制度はつぶれる。その後の意見はみんなと同じである。民主主義とは国民の痛みを伴うものであり、国民が時間とエネルギーを注いで実現できるものである。生活が大変なのも分かるが、それがあっても国民に参加して労力を割いてもらうのが民主主義である。

最高裁は、真相の究明は審理の短縮よりも重要と軌道修正している。日弁連は現状批判が当初弱かったが、現在は現状批判から裁判員制度をピーアールするようになった。

これから問題になるものとして、裁判員の選任手続についてどの程度質問するのかということがある。アメリカ型とイギリス型がある。アメリカはしつこく質問する。イギリスは簡単に質問、裁判員になりやすい。個人的にはイギリス型がいいのではないかな。

量刑の問題については、量刑モデルは見せてもいいと思うが、いつ見せるのかという問題はある。各論でいろいろと問題がある。

この裁判員制度は日本の文化を変える絶好のチャンスである。被告人の権利を拡大する方向で頑張っていきたい。

田中隆団員 「ソマリア問題、安全・安心まちづくり条例について」

2月25日与党のプロジェクトチームが開かれ海賊新法案の概要が明らかとなった。特徴は、停止目的の船舶射撃を認める、護衛する船は外国船籍も認める、海上自衛隊の護衛艦と海上保安庁の巡視船を同じ法制で整備する、アフリカ、ソマリア沖に限定せず恒久法にする、国会へは事後報告で足りる。

これは軍事でやったら戦争となる。海賊であればよいという根拠は、これは戦争ではな

く犯罪行為である、これは戦争ではなく治安活動であるということである。戦争を国と国の関係とし、それ以外は戦争ではないとしていることに注意する必要がある。これが恒久派兵法につながっていく可能性がある。

安全・安心まちづくり条例については2月18日に条例案が出た。3月17日に委員会がある。2003年安全・安心まちづくり条例が成立した。防犯に市民を取り込んで市民を警察側に立たせる。東京支部はこれに反対してきた。

ただ、この条例は自主的な活動が基本であった。今回の条例案はこれを質的に変容させるもの。新設18条の2は、努力義務を課し義務の内容は指針で課す。その指針の中身は、来訪者の義務として、犯罪からの自衛、ルール違反をしないこと、街頭等で大衆に多大な迷惑となるパフォーマンスなど、街の秩序を乱すことを慎むことである。民間パトロールなどができ、街頭での活動を注意でき、活動を制止されたら辞める努力をしなければならない。

これはどうあっても止めなければならない。なぜ今、こんな条例案が出てきているか。世界同時不況と秋葉原、八王子の凶悪犯罪が今回の条例案の理由と説明されている。全く説明がつかない。本当のところは、支配する側の恐怖感がある。新自由主義が破綻している中で、更に治安が強化されようとしている。

時間がとにかかない。条例案をつぶせなかったとしても、委員会（総務委員会）で質問攻めにして死文化させる必要がある。

三浦直子団員「UR賃貸住宅問題について」

団市民問題委員会でUR問題に取り組んでいる。昨年2月、全国17団地で耐震強度に問題がある、これを直すためには多額の費用がかかる、もしくは技術的に不可能を理由として、更地化するので住民に出て行けと求めている問題である。東京都では日野市高幡台などで求められている。今、4000人が明け渡しを求められている。

URは旧住宅公団で独立法人化した。高幡台ではスーパーなどは既に補修は済んでいるし、平成21年までに補修して住み続けられると言っていたのに立ち退きを求められた。住民は耐震強度の不足の理由や費用の説明を求めたが、URはこれを拒否し資料は出せないと回答した。そこで住民は納得できないということで相談に来た。昨年10月に住民などに集まってもらって勉強会を行った。団支部で現地視察も行った。

07年12月、URが規制緩和に基づいて賃貸住宅を10万戸削減すると方針を発表した。URの賃貸があると民業を圧迫するとの声があり、民間に売却する動きがある。

URとの契約は本来は賃貸借契約であり、耐震に問題があれば補修の義務があるのは賃貸人である。その義務を果たさずに住民に出て行けというのはとんでもない。借地借家法が崩れる。1級建築士の意見でも耐震上問題はあるが、補修は可能との意見である。

高幡台団地で出て行けと言われる人は高齢者であり、今更他の所には行けないし、エレベーターもない他の棟には行けない。そういった居住権の問題がある。

松井繁明団員「葛飾事件について」

葛飾ビラ配布事件は1審では無罪、2審で逆転有罪となった。有罪判決を出した東京高裁の裁判長はその後東京地裁所長となり、裁判員制度で裁判所側のPRの責任者である。

弁護団は上告趣旨書を昨年5月にまとめた。その後、中村弁護士が逝去された。そして、今年2月に上告趣意補充書を5本提出した。上告審は立川テント村事件と同じく第2小法廷である。補充書の内容は、立川事件は有罪であったとしても、その枠組みで判断すれば葛飾事件は無罪と書いた。立川事件は管理者が明白で防衛省であるが、葛飾事件の管理者は管理組合で、ビラ規制については意思は曖昧である。無罪判決を取れると思っている。

小部正治団員「国公法事件について」

この事件の原点は、自分が支持する政党のビラを撒いて何が悪いということである。猿払事件の最高裁判決があるが、これは労働事件が高揚している中で公務員の労働基本権が認められ政治的行為が認められていく中で、このままでは自民党が沈む、そういった時代背景の中で出てきたものである。

宇治橋さんは厚労省の統計の業務を行っている。統計の作業と、日曜日に私服でビラを撒く作業がどうつながるのか。堀越さんは社保庁の職員、ビラを撒いて誰かの年金額が変わるのか。堀越1審判決は罰金10万円、執行猶予付きであった。民事的にバランスを取ったかのごときのけしからん判決であった。

公務員の民営化の中で政治的行為の話は全く出てこない。もともと公務員の政治的行為に何の問題もなかったから、それをそのまま民営化しても影響がない。EUの基準や各国の法制も調べながら主張している。

3事件の守る会、自治体の組合なども力を合わせて、権利拡張の運動にもつながっていくのではないかと。ビラを撒いて何が悪いのか、という当たり前のことを勝ち取っていききたい。

横山雅団員「社保庁問題について」

舛添厚労相が社保庁職員を背任罪で告発した。しかし、実際には、ヤミ専従に当たるような行為はしておらず、背任罪の構成要件を満たす事実はなかった。年金制度が高齢化の中で重要性が認められるもので、いろいろと施策等を提言していた組合であった。日本年金機構に不採用が決まっているが、採用されるような活動ができればと思っている。

柿沼真利団員「東京大空襲訴訟について」

1945年3月10日、江東区、台東区、墨田区を中心に焼夷弾を米軍が大量に落とした。一晩で10万人以上の人々が亡くなり、100万人の人々が被災した。日本政府は実態調査もせず、被害者に対する救済もしなかった。生き残った人は心が傷つき生活も困窮した。それでも日本政府は何もしなかった。高齢者が最後の最後でみんなに知って欲しいということで裁判を起こした。しかし、裁判では、戦争被害受忍論、除斥期間の問題がある。

国も同様に主張し、証拠調べもする必要もないと言っていたが、何とか証拠調べまで行き、5月に最終弁論を行う。戦争被害受忍論を覆す理論を立てていきたい。その一つが立法不作為である。また、戦争被害受忍論は憲法によって覆すことはできないか。名古屋高裁が平和的生存権を認める判決を出したが、これを生かせないか。もっとも、これは戦前の問題であるから現憲法は適用されないのではないかと問題がある。そこで、日本国憲法とは何かを考えると、現憲法は戦争は嫌だということから憲法ができた。そういった背景を考えることが必要である。日本国憲法は戦前の被害者の救済を目的として作られ

たものであると主張していきたい。

杉尾健太郎団員「原爆症認定訴訟について」

既に13連勝中であり、千葉地裁判決の控訴審である東京高裁判決が3月12日に出る。これをもって政治解決を図ろうと奮闘している。手帳所持者は25万人、平均年齢74歳を超える。原告でも亡くなる人が多くいる。被爆の実態を裁判を通じて伝えるという意義を有する裁判でもある。

日の丸君が代判決は東京地裁で違憲判決後、各裁判所で審理が続いている。この問題の核心は統制にある。

平井哲史団員 「団支部の近未来について」

裁判員制度をどう迎え撃つのか。東京法律事務所では被疑者国選を引いてきた弁護士を所内でサポートできる体制を作るために委員会を作った。団支部でもこの委員会と同じような委員会を作れば更に心強い。

裁判員になる人はどういう人かも重要である。そこで、学習会を東京法律事務所でも行っている。裁判員になる人に裁判員になるに当たっての心構えを説いている。

昨年2月の支部ニュースにも書き、昨年のサマーセミナーでも話したが、団は運動体でもあり、それが強くなることは世の中を変えていく上で必要である。54期以降だけで約100人がこの系統の事務所に所属し、ほぼ団員である。この力を結集できればよい。もっとも、財政難を理由に結集できないということが言われる。しかし、青梅、府中地域、埼玉、神奈川県境での需要を満たしているのか。団支部で司法計画を作成し、弁護士がいらないこれらの地域に団支部の弁護士が出て行くことが必要である。東京でもそういった地域はまだある。

鈴木剛団員「若手学習会について」

若手の方に入団してもらって団支部の活動に関わっていただきたい、団支部に来ていただきたいということで若手学習会を始めた。事務局次長の中で、どういう講義にするのかとか、講師を誰にするかなど企画内容を決めた。その際に、ベテランの団員の先生方に講師役を快くお引き受けいただいたことに感謝している。学習会の内容・構成は、憲法訴訟などを語っていただく、もしくは実務的なところで役立つことを話してもらった。懇親会も有益であり、講師の方にも残っていただき、若かりし頃の話の聞いたりして交流の場となった。

今後も企画を続けていって欲しいし、参加もして欲しい。メンバーが固定化する傾向も伺えるので、来たことのない人を誘って欲しい。

今村幸次郎団員「決議案について」

決議案に対する若干の補充の意見を述べたい。まず、ソマリア沖問題の決議で、この問題の一つとして武器使用の拡大の問題があり、例として、警告を無視して民間船舶に接近するケースがあるので、それを入れてはどうか。

また、言論弾圧事件に関する決議で、08年4月12日有罪判決が確定とあるが、11

日判決ではないか？確定かどうかという問題があるので11日に言い渡されたの表現にしてはどうか。また、中村弁護士の遺志を継いでと入れてはどうか。

次に、派遣法の決議の表題は「政府に」ではなく、「国に」とするべきである。

最後に、安全・安心まちづくり条例の決議では、規制対象があいまいとあるが、都や警察署長が必要な措置を講じることができることを触れてはどうか。

第3 討論のまとめ 小部正治幹事長

今回の総会の特徴は、57期以降の団員が多く参加し体験を報告した。団の将来は明るい。

いつもは憲法から始めるが、今回は貧困のテーマから始めた。ハウジングプアーの話が興味深かった。

改憲運動も「草の根」から行われている。田最上の話もある。こちらも引き続き闘争をしていく必要がある。9条の会運動は必要である。その運動は貧困、人権の問題と結びついていくので、それらを結びつけて勉強していくことが必要である。

今年からTokyo憲法セミナーを再開した。笹本先生にも講師になっていただく。若い人に参加してもらいたい。

裁判員制度については、大きな方向では一致している。5月からのたたかいに備えて、いろいろなところで実践していく。団の中で集団で対応できるチーム作りが必要であるので、新執行部には対応してもらいたい。

安心・安全まちづくり条例についてはスピードが必要との話があった。委員会までが勝負なので3月3日の都議会要請、3月10日は新宿駅西口、短期集中でよろしくお願いしたい。

言論弾圧3事件については、若い方が参加して刑事弾圧事件の本質を勉強していける。それ以外にも社保庁、東京大空襲、日の丸君が代、いろいろな取り組みがあるが、団支部としても活動していると思うので、幹事会で報告していただきたい。

将来問題については、平井弁護士からの話を新執行部に実践していただきたい。

第4 議案・予算・決算採択、決議の提案と採択（大崎事務局長）

上記について一括採択された。

第5 選挙結果の報告（三浦直子団員）

48票、満票で全員信任

第6 第1回拡大幹事会

支部長は島田修一支部長留任。次期幹事長は佐藤誠一団員。次期事務局長は未決定。

次期事務局次長は6名予定しているが、現時点で4名を予定しており、高石育子団員（第一・留任）、洪美絵団員（東京合同・新任）、新村響子団員（旬報・新任）、平松真二郎団員（城北・新任）。

第7 退任役員挨拶、新任役員挨拶

第8 閉会挨拶（平松新事務局次長）

記念講演「世界経済危機について - 日本はどう乗り越えたらいいいのか」

講師 米田 貢 中央大学教授

(文責 鈴木 剛) 最初に、いま現実に行進している経済危機についてお話したいと思います。日経新聞の記事によれば、GMが3兆円の赤字だそうです。これは普通に考えれば死に体ということですね。こういった危機がどこまで進行するのか、今は極めて不安定な状況といえるでしょう。

ここからは、レジュメに沿って、3つのテーマでお話したいと思います。1は2008年世界経済危機の発生。2は経済危機・金融危機に各国はどのように対応するのか？3は日本の経済危機に国民はどう守るか、ということです。

1) サプライム金融危機とは何か

1のテーマですが、今回のサブプライム金融危機は2008年に一気に激化したもので、非常に進行が早いというのが特色です。日本では1992～3年以降、バブルが崩壊しました。この金融危機に対するまともな対策が出るのに7～8年かかりました。これに対して今回のアメリカの金融危機は1年で進行したものであり、誰も経験したことのない早い進行です。1930年代の恐慌に比べてもシビアな危機であるといえるでしょう。

金融恐慌は、こういった構造であったのでしょうか？サブプライムローンとは、本来貸してはならない人に貸し込んだ債権を商品化したものです。もちろん借りた人も破綻するとは考えていません。サブプライムローンの崩壊が、他の証券化商品へ影響し、あっという間にヨーロッパに波及しました。

原油危機を見れば解るように、金融商品取引は、アメリカに還流する構造があった。そのために、アメリカの金融危機が一気に世界中に波及したわけです。お配りした資料の③の差押え率を見ると、アメリカの中産階級を支えてきたマイホームがどんどん失われていることがご理解いただけると思います。アメリカでは地価が安く、また住宅保護の政策がありました。それが今もろに崩れているわけです。証券化商品というマジック、からくりの化けの皮が剥がれた。

先ほど申しました、アメリカに還流する構造を解説しますと、資料②を見ると、ヨーロッパの銀行が金融商品をアメリカから買われたという構造が分かります。サブプライムローンというのは、信用取引ができない人へのローンです。売り込み方もすごく、町の金融状況を調べ上げて、セールスマンを町に送り込んで、1週間で売りさばいて証券化して売りさばく。あっという間に売りさばいていなくなってしまうというもので、もともとリスクの高い商品でした。にもかかわらず、サブプライムローンにAAAの格付けがなされていた(80%の回収率)。こういうことが繰り返された。だれでもおかしいと思うこの実態を信用させるシステムが構築された。

資料①を見ますとそのからくりが分かります。格付け会社がサブプライムローンにお墨付きを与えます。次に金融商品の重層化がなされます。金融商品の保障を行うモノライン

という金融保障会社の存在です。保険業は通常リスクを分散させるために、保険相手を分散させ、リスクを軽減させるものであって、こういったことは通常ありえません。投資会社が別会社を作って信用保証をするという、ありえないことが行われたわけです。A I Gは、今言ったモノラインのその先の再保険をやっていた。誰かが責任を持ってくれるよね、という無責任体質がこのからくりを持ちこたえさせたのです。

ここでちょっと理屈っぽい話をしたいと思います。キャピタルゲインはゼロサム原理か、ということです。アメリカは今まで投機で全部儲かっていました。資料⑨をご覧ください。日本の株価は時価総額がほとんど増えなかったことが分かります。これに比べてナスダックの膨張ぶりをご覧ください。この金はどこから来たのでしょうか？証券市場は直接金融と言われる。銀行は、自ら信用膨張することはできませんから、つまりアメリカの金融市場にそれだけのお金の流れ込んできたんだということです。今回の事態は、かなりの期間にわたって、一般国民の雇用、年金等に影響を及ぼす問題となるでしょう。

今回私は、「アメリカ帝国」という言葉を使っています。「アメリカ帝国」、というのは経済学者の思い入れを込めた呼び名です。アメリカに歯向かう国は無いだろうということです。もちろん、全ての独占資本は帝国主義をとっております。現代は、第一級の帝国主義のアメリカに、二流の帝国主義国が貢物を出す構造となっています。

アメリカは企業も個人も膨大な赤字です。だから、膨大な商品を買入れることが出来る、将来どうなるかは知ったことではない。基軸通貨国と軍事的覇権国であるアメリカに集中する構造、これをアメリカ帝国と称しています。世界の、アメリカの経済成長のおこぼれに預かろうとしていた政策。すなわち、アメリカへの輸出で経済を維持しようとしていた政策が崩れたわけです。アメリカでの株高を仕組んで、雇用を拡大しました。これによってアメリカも儲けたし、輸出をしてきた国家も儲かってきました。

日本では金融危機の影響は軽微でした。しかし経済危機は深刻になると思われます。日本の経済は数十の企業の輸出の増大に依存していました。福祉国家であるヨーロッパとは異なります、アメリカ依存が崩れれば深刻な影響が出るでしょう。

我が家は家訓で株式投資には金を出さないというものがあります。私がマイホームを買ったときには、家なんか借金して買うもんじゃないと怒られたこともありました。これが日本の精神風土です。これに比べてアメリカでは、高校卒業と同時に、クレジット会社からカードやカタログを送ってきます。貧乏人も離さない社会なのです。

さて、今回の金融恐慌を機にグローバル経済が崩れるという予測があります。しかし、今のアメリカを中心とした資本主義の体制が崩れるわけではないと思います。新自由主義は終焉しないと思います。今の新自由主義はグローバリゼーションを基礎としています。金融資本主義は終焉するかもしれませんが。少なくとも歯止めはかかるでしょう、しかし、多国籍企業の拡大を基礎とする体制は変わりません。各国の勤労国民が変わらなければ変わりません。現在の自由主義経済は、多国籍企業が経済の中心として各国で自由に経済活動が出来る体制となっているのです。

2) 金融危機管理について

次に2のテーマである金融危機管理についてお話ししましょう。これは簡単なことです。銀行をつぶさないことです。証券会社はつぶしてもいい。

現在は、世界中の取引がアメリカで振り替え決済されています。リスクを抱えた銀行が

つぶれた場合、今も世界中の取引がアメリカで振り替え決済されている。健全な銀行の倒産に繋がれば世界恐慌です。

世界の最大の公共財は預金通貨です。なぜか。銀行がつぶれないという絶対的信用があるから預金を引き出さないでいられる。そうでなければ誰もお金を銀行に預けない。預金は絶対つぶれないという信用があるから銀行は成り立っています。ヨーロッパでもその発想は強いです。アメリカは別ですが。

これに比べて投資家は自己責任の世界ですからつぶれてもいい。しかし、アメリカでは現在、投資家を救おうという議論をしています。

現在、急激な資金のショート（流動性危機）で銀行がつぶれることはないと思います。他方、Too Big To Fail 政策、あらゆる銀行を救済すべきかという議論が存在します。資料⑧をご覧ください。今のシステムを作り出したのはアメリカの投資銀行です。代表的なものはゴールドマンサックスとモルガンスタンレーです。金融の中心はあくまで銀行であるはずで、なぜなら、銀行はお金を作り出すことが出来るからです。証券会社はこれが出来ません。アメリカでは金融中心の社会を作ってしまった。

F R Bは証券会社に直接支援できるようにしました。それでもゴールドマンとモルガンスタンレーは不安でした。中央銀行が無担保無制限で貸してくれるのは銀行だけです。だから銀行持ち株会社となりました。

このようなアップアップの金融機関に援助を行うとき、どういった問題があるのでしょうか。彼らは、民間市場のルール内では生き残れません。公的資金によって金融機関を救済することが一般化しました。ここで、現在、このような金融機関を国有化するかどうか議論されています。アメリカでは国家が市場に口を出すことは許されない。銀行は救うが、国有化することは許されないという気風があります。この点、ヨーロッパでは国民の利益になれば国有化に踏み切ります。例えば、ミッテラン時代の国有化。国家による企業の統制については抵抗がありません。

このように公的資金の投入をどこまで進めるのかという点が争点となっています。

資料⑩をご覧ください。アメリカでは金融健全化法案が成立しました。景気対策に関してアメリカは突出しています。アメリカの本腰が伺われます。資料⑦をご覧ください。住宅対策に7兆円を投入し、住宅確保を図っています。それとの対比で、日本の現状は憂慮されます、脆弱な政府に任せていいのでしょうか。日本は、景気対策については出遅れているといわざるを得ません。

3) 日本のこれから

ここで日本は東アジア経済圏を真剣に目指すべきでしょう。今のままアメリカに従属していると奈落の底に落ちることになります。現在が絶好のチャンスです。

グローバリズムに対する、リージョナルな動きも注目すべきでしょう。これは、ある意味、ブッシュのおかげともいえましょう。アメリカ覇権主義には追従できないというのがEUの制度趣旨です。

金融資本主義は破綻しました。以後、ヨーロッパは金融への規制を強く求めるでしょう。日本はそれに加わることができるでしょうか。イギリスは第2の金融市場ですが、規制強化の動きに従うでしょう。もちろん、東京を第3の金融中心にできるわけがありません。グローバル化の動きを冷静に見れば、リージョナル化の動きも起きていることが分

かと思っています。

現在、中南米の動向はアメリカ最大の脅威となっています。東アジア共同体の動きもあります。これらの動きを進めているのは独占企業に対する国民国家理念です。一つの世界が実現するという立場もありましたが、現実には今の世界は国民国家の集合体で成り立っています。日本は東アジア共同体を目指せばいいのです。アメリカは東アジアでの覇権を主張しないでしょう。そのときにネックになるのは歴史問題です。

東アジア共同体が実現する素地はあります。まず、ベトナム戦争に勝利した気質です。そしてBRICSの動向です。経済というのは簡単です。経済力は人口に比例します。多くの人口を抱える東アジアはこの点でも有利な点があります。この動きには、中国が市場経済化を目指したことが大いに影響があります。冷戦が終わり、ソ連の二の舞になってアメリカの好きにさせてはならないよう、市場経済力をつけようとしてきました。市場経済を経済発展の手段に使えるかという問題。市場経済化をしている政府をアメリカは破壊できません。中国にも問題はあまるものの市場経済を目指す以上、日本と連帯できる基礎はあります。

わが国には日本国憲法があり、海外派兵を行っていない実績があります。日本の経済力を大いに活用し、広い市民団体レベルで交流を深めることが必要。また、日本は企業主義的社会統合を乗り越える必要があります。

多国籍企業は現地生産をして、企業城下町を捨てます。さらに下請け企業も現地に連れて行きます。多国籍企業の利潤を受けて日本がボトムアップすることはできません。私は、非正規雇用の問題は、企業がアジアに出て行ったことから起きていると考えています。現在でもアジアの労働費は日本の10分の1です。これを見た財界は日本の労働条件を切り下げていいと考えました。日本企業の悪辣さは世界に冠たるものです。確かに世界中賃金の引き下げは行っている。ヨーロッパでは移民の切り下げ、アメリカでは黒人。日本は、それを学んで日本の若者に同じ地位を与えようとしています。

ここで私は反貧困に新しい視点を与えたいと思います。皆さんは、賃金を労働の対価だとお考えではないでしょうか？しかし、賃金は、再生産されるべき労働力商品の対価として与えられるのが正しいでしょう。ヨーロッパでは、扶養手当を税金で賄っています。日本では企業がそれを担っていましたが、この構造を乗り越えるべきです。

最後に、日本でも権利闘争は本格化するでしょう。日本ではまだ、働かざるもの食うべからずという美德が保たれています。いつまで保たれるのかは分かりませんが。連帯できる基礎は必ずあります。

質疑・応答

神田団員 ① アメリカ市場に流れ込んだマネーの具体的説明 ② アメリカでの金融自由化の結果、銀行自体危険な要素を含んでいないか ③ 金融破たんの結果 余剰マネーはどこへ行くのか？

今村団員 IT化をはじめとする技術革新が、貧困の基礎になっているのではないか？

米田先生：アメリカの金融資本主義化で儲けた人の源泉は、主に投資市場に投入した人の資金でした。要するに金持ち同士の金の取り合いです。これに対して新自由主義はぜんぜん違います。資本と賃労働の問題、搾取の問題です。金融化の問題は、われわれと違った世界の問題です。

この問題を通して、銀行業と証券業を峻別すべきという問題意識は出るでしょう。日本では450兆円の株式時価総額はあるが、もちろんこれを現金化するのは無理です。これが企業資産の合計と一緒にと思ったら間違いです。資産の値打ちがあると思っているだけの問題です。キャピタルゲインについては高率の課税をするべきです。技術革新の問題ですが、これは経済のサービス化の問題と言われます。サービスは価値を生んでいるのか？この観点からは、ソフトの開発はサービス業ではなく、工業生産の一部ではないかという提起が可能です。企業内部の製造過程が特殊化したものではないかという見方があります。ただ、こう見てもやはり、個人サービスは価値を生まないと思えると思います。確かにサービス労働の率が高まると、経済成長率は抑えられます。これからは経済成長率に対する見方を変える必要があるのではないかと考えます。

次期東京支部幹事会日程

- 第1回 総会会場にて新執行部選出
第2回 3月27日 (金) 午後2時～5時 終了後 新旧役員懇談会
第3回 4月22日 (水) 午後2時～5時
※5月集会 5月23日～25日 長野 白樺
第4回 5月28日 (木) 午後2時～5時
第5回 6月25日 (木) 午後2時～5時
第6回 7月23日 (木) 午後2時～5時
第7回 ※ 8月28～29日 サマーセミナーとして開催
第8回 9月28日 (月) 午後2時～5時
※団本部総会 10月24日～26日 長崎 雲仙
第9回 10月29日 (木) 午後2時～5時
第10回 11月27日 (金) 午後2時～5時
第11回 12月17日 (木) 午後2時～5時 終了後 忘年会
第12回 2010年 1月21日 (木) 午後1時～5時
議案書討議のため1時から
第13回 2010年 2月12日 (金) 午後2時～5時
※ 支部総会 2010年 2月26～27日を予定しています。
※ 場所は原則として団会議室です。(サマーセミナーは合宿です) ただし、昨年の三多摩地区幹事会のように外部での開催も検討しています。

総会特別決議

自由法曹団東京支部は第37回定期総会において、以下の決議をあげました。

- 1, 「ソマリア沖への自衛隊派兵に反対し平和憲法を守る決議」
- 2, 「東京都安全・まちづくり条例改正案の廃案を勝ち取り表現の自由を守り活かそう」

- 3, 「東京都安全・安心まちづくり条例改正案の廃案を勝ち取り表現の自由を守り活かそう」
(自民・公明・民主都議会議員要請)
- 4, 「オリンピックの東京招致の白紙撤回をもとめます」
- 5, 「築地市場移転をやめよ」
- 6, 「自由法曹団東京支部への若手弁護士のさらなる結集を求めます」
- 7, 「真の派遣労働者保護となる労働者派遣法抜本改正を求めるとともに、非正規雇用の安易な打ち切りを許さず労働者の雇用と生活の安定を求める決議」
- 8, 「言論弾圧事件にかかる特別決議」
決議文が必要な場合、お送りします。

九条の会・東京連絡会の活動報告

島田 修一 旬報法律事務所

2・23交流会

40近くの9条の会が揃い（豊島区民センター）、テーマ「総選挙と9条の会運動」について意見交換しました。主な意見を紹介します。

- ・選挙が近いが政治家もマスコミも「構造改革」ばかりで9条のことは誰も言わない。9条の会の運動が07年7月の参院選を変えたように、選挙を通じて9条をクローズアップさせるべきだ。総選挙後の議員は発議権を持つから候補者に対し9条改正のアンケート運動を展開しよう。
- ・昨年12月、東京9区と10区の候補者8名にアンケートした。回答を寄せた3人（民主1、共産2）はいずれも改正反対。アンケート結果はニュースで会員1000名に伝えた。民主候補者に9条の会への加入を誘ったら「加入すると票が減ると言われている」と断られた。
- ・憲法審査会は始動するな！「改正」手続きは止めろ！の国会議員要請を3回行ったが、9条の会の会員で反対者は1人もいなかった。
- ・それぞれの9条の会はいろいろな成り立ちがある。選挙とリンクした運動をすると「そんなつもりじゃなかった」の声が必ず出てくる。東京連絡会は交流しあう場として大事にしていくべきだ。
- ・憲法を守る議員を増やしたい。しかし地元9条の会では政治はあまり議論にならない。
- ・9条の会には自民党支持者も自衛隊賛成者もいる。党派に偏しない運動が大事だ。
- ・政治活動をやると「え？」という人が出てくると思う。投票行動は平和だけで決めない人もいる。9条の会は選挙が目標か、国民投票が目標か。それぞれの会の問題だ。
- ・9条の会は9名が人間として呼びかけたもの。これが基本でなければならない。支持政党が違って9条をまもるのがこの運動。違う人々が9条に集まっていることに意義がある。この鉄則を守らないと9条の会はもたない。
- ・地域の9条の会は格差がある。東京連絡会は政治より「日本の青空」の上映運動を応援していくべきだ。これは一緒にできる運動だ。
- ・改憲されたら子どもたちはどうなるか。これは市民の中に入る重要な課題だ。東京連絡

会として学習シリーズを展開したらどうか。

- ・ 9条の会運動は特定の党派を推す運動ではない。改憲の動きは今どうなっているかの学習会は選挙を控えた時期では大事だが、東京連絡会としてアンケート活動はしないほうがいい。9条の一致点で運動をどう広げていくか、を考えないといけない。
- ・ 地元9条の会の事務局に入って政党色が強いことが初めて分かった。知らない言葉（例、ローソ）が飛び交って違う国に来たと思った。そのため事務局に一般の女性が入ったがすぐ辞めた。

2時間近い意見交換でしたが、東京連絡会はアンケート活動はできない、しないで意見が一致しました。9条の会運動は市民の運動であること、候補者アンケートは落選させる運動になりかねないこと、改憲派は田母神前空幕長を核とした「草の根」運動を始め出したから東京の小学校区1300すべてに9条の会を作る運動が求められていること、以上を考えれば意見が一致してよかったのではないのでしょうか。

東京連絡会は2月9日にも「ニュース発行のノウハウ、悩み」の交流会を開きましたが、この2つの交流会の様子は4月上旬発行の『東京連絡会ニュース2号』で紹介されます。また、未だ東京連絡会に登録されていない地域や職場の9条の会の登録をお勧めします。ホームページ：<http://www.9Jo-tokyo.jp> も参照してください。

講演会

東京連絡会として初めての講演会を開きます。渡辺治教授「激動の中の憲法—9条と25条—」。別紙のチラシを参照してください。奮ってのご参加を期待します（会場250名）。

法律家の会懇談会

昨年9月に発足した東京の弁護士による「9条の会東京連絡会を応援する法律家の会」の懇談会を開きます。昼食付の懇談会で、テーマは「私と憲法、そしてこれから」。小森陽一氏（9条の会事務局長、東大教授）のミニ講演もあります。未入会の方でも自由にご出席ください（昼食準備の関係上、事前にご連絡を。FAX3592-1207島田宛）。

日時 4月10日（金）11時30分～13時30分

場所 弁護士会館504号室

講演 「法律家に期待すること」12時00分～12時30分

表現の自由を規制する東京都安全安心まちづくり条例改正阻止を

大崎 潤一 代々木総合法律事務所

すでに団通信や支部からのお知らせで東京都安全安心まちづくり条例改正の重大な問題についてはご承知のことと存じます。

3月17日が都議会でのほぼ唯一の審議の場（総務委員会）、そして3月27日が都議会最終日のため、支部ニュースが到着するころは取り組みも大詰めを迎えていると思われるま

す。終盤に向けた力の集中を示したいと思います。

この改正は繁華街の安全を口実に知事と公安委員会が指針を定めるとしています。その指針は繁華街の来訪者、つまり商店街の利用者も対象としています。この繁華街の来訪者には限定がありません。指針の内容は条例改正案からはまったく不明ですが、指針となると思われる「繁華街における安全・安心の確保に関する考え方」には来訪者に対し「街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為を慎む」が記載されています。さらに改正案では警察署長は必要な措置を講じるとされており、こちらも限定がありません。

私たちが商店街で行う9条改正反対の署名活動、反貧困の取り組み、消費税増税反対シール投票、ストリート相談などが「街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為」とされるおそれがあります。そして、その規制が条例上の根拠を持つということになってしまいます。

詳細は意見書「繁華街から自由が消える」で解明しています。

都議会終盤、安全条例改正阻止のためがんばりましょう。

異議あり 石原オリンピック2016

4月14日午後6時30分 文京区民センター

大崎 潤一 代々木総合法律事務所

石原知事のオリンピック招致の動きがマスコミをにぎわすことが多くなってきました。都民の間では、オリンピックといってもぴんとこない、本気で東京に招致する気なのか、という感じでしょう。それだけに石原知事らは必死で招致行動を繰り広げています。

団東京支部は、オリンピック招致の問題点について、新日本スポーツ連盟東京都連盟と共同で各団体に意見交換の会議を呼びかけ検討をしてきました。そして下記の集会を開催し、また宣伝物などを作成、周知することとしました。

集会名 「異議あり 石原オリンピック 2016」

日時 4月14日（火）午後6時30分から

場所 文京区民センター 団東京支部事務所そば

内容 下記の方々によるシンポジウム

○オリンピックの「経済効果」について 金子貞吉 中央大学名誉教授

○オリンピックの観点から 和食昭夫 新日本スポーツ連盟理事長

○都政の観点から 日本共産党都議団から

経済危機、貧困と格差が大きな問題となる中、オリンピックへの税金投入に批判が強まっています。そこで、都はあたかも税金を使わないかのような宣伝、また経済効果を強調しています。果たしたそれは本当なのか。これを主題のひとつとして、シンポジウムを行います。またオリンピックの観点や都政の観点からも問題点を明らかにします。

4月14日はI O Cから視察団が来日する予定です。そのタイミングで開催する集会に

ぜひご参加ください。

東京地評労働相談弁護団結成して1年

笹山 尚人 東京法律事務所

団東京支部が東京地評とタイアップして結成した、東京地評労働相談弁護団。2006年11月14日に結成し、現在31名の団員が参加しています。結成して1年の活動について報告します。

なお、本小稿は、「首都圏青年ユニオン顧問弁護団結成1年」とセットで読むと味わい深いものとなる作りになっています。

1 1年経過の報告

- (1) 地評から、弁護士マターと考えられる事案の紹介、配点を受けました。2007年4月から、55件が弁護団の弁護士に配点されています。

地評に寄せられる労働相談は年々増加しております。その中には、弁護士がサポートして権利実現できるケースなども多数含まれているはずだ。また、弁護士がサポートすることで地評の組織化につなげることも出来るケースもあるはずだ。そういうことで地評と相談して始めたのがこの弁護団です。

地評からの配点報告は、この弁護団結成の動機が正しいものであることを浮き彫りにしました。

- (2) しかし、その配点されたケースが、配点以降、どのような経過をたどったかについては、弁護団に情報が集約されておらず、はっきりしておりません。

地評からの配点連絡のあった件について弁護士に尋ねると、紹介されたものの、実際の相談に結びついていないケースもあります。しかし、弁護士への相談から労働審判へと至り、解決したケースもあります。

これは、弁護団としての情報集約体制の問題です。今後、地評からの相談が実際の程度弁護士への相談に結びついているのかいないのか、また、相談の内容に弁護士がどのように対応したのか、事案の解決としてどのような内容となったか、地評の組織化に結びついているのかいないのかといった情報を弁護団が集約し、それを分析して今後の活動につなげる必要があります。

- (3) 弁護団では、年4回程度、弁護団として集まって事件活動報告や労働情勢の学習などを行うことにしています。

この会議では、配点された事件の経過報告を行うとともに、これまでのところ、弁護団事務局の経験した事案を報告して、その報告に基づき労働法学習もできます。

一番最近の2007年12月の会議では、地評から労働審判員になっている人の労働審判体験記を報告して頂き、弁護団弁護士が労働審判を担当しているときに感じる疑問などにも答えて頂き、大変充実した内容であったとのことです（この会議には、よんどころない事情で、私が出席できませんでしたが、私自身は、一番聞きたい話でした。とても後悔しています。）。

この弁護団の会議には、地評からは多数が参加していますが、弁護団からの参加者は、毎回5, 6名程度にとどまっています。せめて10名くらいは参加するようにしたいものです。また、参加事務所も、東京、旬報、代々木の3事務所であることが多く、片寄っている気がします。もっとたくさんの事務所からの参加を求めたいと思います。

- (4) 2007年11月16日開催の第2回総会では、人事として、小部正治幹事長、笹山尚人事務局長、梅田和尊・菅野園子・津田二郎の3名の事務局次長を再任しました。

2 1年経過しての感想～弁護士からの感覚を地評に持ち込もう

- (1) まず始めにお断りしておきますが、幹事長と事務局長が同一で、年4回会議をするところも同じなので、首都圏青年ユニオン顧問弁護団と誤認混同している方がいるかもしれません。両者は別団体です。この地評労働相談弁護団のほうが、団支部の活動として行われているので、団支部としては保守本流です。
- (2) 地評の相談担当者、前澤檀氏は、実に尊敬すべきオルグです。私も労働運動のあり方を弁護士登録以来様々に教わってきました。その彼が年に2000件もの労働相談を担当していると聞くと、死んでしまわないかと大変胸が痛んでいました。弁護団への配点によって、前澤氏の負担が少しであっても軽くなっているような気がして、その意味では安心しています。
- (3) また、従前労働事件を担当していない若い期の団員弁護士に事件が配点され、実際労働審判などがなされている様子などを聞くと、それはそれで広がりを感じて嬉しく思います。以前団東京のニュースに報告された菅野園子事務局次長の報告は、大変新鮮な内容でした。

これだけ個別労使紛争が増加していれば、その労使紛争に弁護士がサポートについて労働者の権利を実現すべき事案は多数存在するはずです。従前、団支部の中でも、労働事件を担当する事務所は限られていたと感じますが、その限りを突破していくことが求められてもいると思うのです。

- (4) これからは、現在始まった、地評と弁護団のタッグ体制をさらに一層強化するということで、きっちり弁護団への配点を受け、その相談を行い事件化すべきものは事件化してきっちりこなすということが求められるでしょう。2月の総会で団支部は新体制になるものと思われませんが、団支部の役員のみなさまにはその点に留意を払って頂く必要があるかと思います。
- (5) 私個人の感想で一つ付け加えると、地評の、こういってはなんですが古い感覚に、弁護士から新しい感覚を持ち込むことが必要とされているように感じます。

地評に集まっている労働組合は、従来の正社員による企業別組合が多いと思います。まあこのこと自体は、当然といえば当然ですが、その当然の意識にのっとって、「労働組合とは職場に建設されなければだめなのだ」という意識を持っておられる幹部の方が多いように感じます。これは弁護団会議後の、飲み会で判明することですね。

しかし、私から言わせれば、「労働組合とは職場に建設されなければいけない」という考え方は時代遅れです。これだけ派遣やアルバイトなど非正規が増えていて、労働組合を作ることが当たり前の感覚として身に付いていない青年層が多い世の中

です。職場に労働組合を作るということは、修習生の中に青法協部会を作ることより何十倍も難しいことで、非現実的と言わざるを得ません。仮にそういうふうにやってみても、よほど労使協調の組合であれば別ですが、実際に建設することは並大抵のことではありません（かく言う私も、職場の労働組合建設の課題で何度かサポートについて、失敗した経験があります…）。

地評は、もっともっと、「今の」労働者たちの問題意識に沿って、彼らが参加しやすく団結できる労働組合のあり方を考え、実践していかなければならないと思います。その問題提起ができるのは、「今の」労働者の素の考え方に、相談、事件を通じて触れることのできる弁護士の役割ではないかと思うのです。

(6) というわけで、地評労働相談弁護団をこれからもよろしくお願いします。

以 上

首都圏青年ユニオン顧問弁護団の1年

笹山 尚人 東京法律事務所

昨年の特別報告集で、2006年12月6日に首都圏青年ユニオン顧問弁護団を結成した話しを報告した。今回は、その後の1年について書く。第1では、客観的事実を中心に経過報告を記すので、おもしろおかしい(?)話しを読みたい方は第2以降を読んで下さい。なお、本小稿は、「東京地評弁護団」とセットで読むと味わい深いものとなる作りになっています。

第1 首都圏青年ユニオン顧問弁護団の1年

1 顧問弁護団を結成して1年が経過

それまで、7年にわたり、私がただ1人の首都圏青年ユニオンの顧問として活動してきたところ、事件も多くなり、また、ワーキングプア、貧困問題に取り組む運動の更なる発展のために、弁護士を多数募って弁護団体制をつくろうと考えたのが結成の契機である。

13名で結成したが、結成以来、参加を希望する弁護士も増え、現在弁護団は、18名となっている。全員団支部の団員である（小部正治、笹山尚人、大山勇一、佐々木亮、中川勝之、飯田美弥子、今泉義竜、大久保佐和子、小貫陽介、蟹江鬼太郎、岸松江、久保木亮介、小林善亮、今野久子、酒井健雄、戸館圭之、西田稷、三浦直子）。

2 2007年12月11日、第2回総会を開催

第2回総会では、この1年の事件活動と、弁護団としての活動について、次のように確認し、今後の方針、人事を採択した。

(1) 弁護団としては、「すき家」「Ash」「SHOP99」「グッドウィル」を含め、10件の事件を遂行し、3件の労働審判を解決した（弁護団総会後、解決した労働審判が1件出たので、現在は合計4件となっている。）。本訴準備中の案件も慎重に準備を進め、遂行中の「SHOP99」についても、激闘を続けている状況である。

ワーキングプアの労働者の権利の実現のために、弁護士が集団的に事件活動を取り

組んだということで、画期をなした1年目になった。

- (2) 弁護団会議を年4回行った。毎回10名程度の弁護士が参加して、組合員も20名くらい、支える会からの参加も得て、充実した討議を重ねた。組合員に対する労働法教育という意味でも役割を果たせたと思われる。

首都圏青年ユニオン自身は、組合員教育ということで理論的な勉強はほとんど出来ていないとのことである。それに対して、顧問弁護団が実際取り組んだ事件から、生きた労働法を学べるということで、組合員からも好評を頂いている。

- (3) 10月、自由法曹団の国会要請にあわせて、顧問弁護団として「労働者派遣黒書」を作成した。弁護団全員の力と情報を集めたというところには至らなかったが、実例をレポートして、そこから得られる改正の方針を提言するという意味で、有意義な活動になった。

- (4) 「首都圏青年ユニオンを支える会」を支える活動を積極的に担うという目標については、それほど積極的な活動ができなかった。まずは、弁護団員自身が、支える会に加入するというレベルにとどまっている。

- (5) 弁護団の目標の一つとして掲げているトータルなリーガルサービスの提供という意味では、いくつかの事件で、事件と直接関係ない生活相談にも応じている状況はある。基本的には生活保護などはユニオン自身が対処しているので必要性がないが、今後も債務整理や外国人の場合の入管手続きなどが必要になってくることはあるだろう。

- (6) 今後については、笹山事務局長の手を離れて、顧問弁護団のメンバーで事件を担う活動を増やしていき、広がりを作ること、まだ未配点の弁護団員に対し配点を行い弁護団としての具体的活動に取り組んで頂くようにしていくことが必要になる。

また、労働者派遣黒書のような、ユニオンに対しても、また、一般的にも、活用できる資料や、議論、運動、集会等を視野に入れて、よりユニオンの組織化に貢献できるように活動していくこととしたい。

- (7) 人事は、小部正治幹事長、笹山尚人事務局長、大山勇一事務局次長、佐々木亮事務局次長を再任したほか、中川勝之事務局次長を新任した。

第2 顧問弁護団を1年やってみての私の感想

1 収入源を分けるのはつらい？

首都圏青年ユニオンは、雇用形態を問わず、青年労働者の要求実現のために、青年自身が集いたたかう労働組合である。私は弁護士登録以来一貫してこの組合と歩んできた。だから、このユニオンが弁護士に事件を配点するようになったときは嬉しかったし、ようやく経済的にも見合うようになるかなという思いがあった。ユニオンが結成されたのは2000年12月。初めて事件依頼があったのは、2003年4月である。実に2年余の耐え忍ぶ期間があったわけである。この間、そして2003年4月以降のその後もしばらくは、私は奇数月の第4日曜の午後3時から午後7時の「仕事なんでも相談会」に欠かさず出席したし、ユニオンの宣伝と街頭法律相談、団交の戦術会議にもほとんど参加した。執行委員会にも呼ばれたときは参加していた。みなさんは知らないだろうけど、今でこそ話題になっている「青年雇用大集会」の栄えある初回は、宮下公園で数百人くらいでやったのである。私はそのときも、街頭相談を担当した。その間は、全くの無給である。もともと

と顧問料無料の顧問だったから。いや、それどころか、いろいろ参加しても日当はおろか、交通費も出なかったから、私は自腹を切ってユニオンを支えていた。いやいや、それどころか、ユニオンは、2004年には専従2名を確保するために「首都圏青年ユニオンを支える会」を作りたいから代表の1人になってくれ、ひいては専従費用を率先してカンパをして欲しいという話しをしてきたから、累積赤字も相当なものとなっていた。だから2005年ころから事件がやたら配点されるようになってきてからは、財政状態を健全化するチャンスがようやく訪れたと喜んだものだった。このように、首都圏青年ユニオンについては、私には、自分で開拓した事件ルートだという思いが当然ある。

顧問弁護団を結成するということは、私のこの開拓ルートを他の弁護士に、他の事務所に分ける、ということだ。これはつらいかといえば、つらいに決まっている。

2 弁護団を結成したのは師匠の教えに忠実だったから

ではなぜ弁護団を結成したかと言うと。私は、八王子事務所の尾林団員の直系の弟子である。師匠が、かつてこんなことを言っていた。「自分が倒れたときそれでおしまいになるようなら、それは運動として間違っている。」私は師匠の言葉を真摯に受け止め、自分だけ顧問なのは正しい運動ではないとずいぶん前から思っていた。しかし、「顧問料無料」という顧問弁護士を他の弁護士に広げていいものか、ずいぶんと悩みもした。

2006年に入り、もう1人の師匠である小部団員が、「笹山ちゃん、そろそろ、君も首都圏青年ユニオンの顧問の地位を誰かに譲り渡すべきだよ。」と言った。私はまた師匠の言葉を真摯に受け止め、しかし、ただ譲るのではせっかく開拓した事件ルートを放棄するので面白くないので、この際、弁護団を本格的に作っていくことを考えた。

折しも2006年は、「ワーキングプア」「貧困」が世の中で大きく問題になった。この年の団総会は、事前企画に「貧困」をテーマに掲げた企画が行われ、このときに登録した60期の新人団員が、たくさんこの企画に参加しているのを見て、これはいけると私は思った。

こうして弁護団は出来た。弁護団結成は、私が活動家として、師匠の言葉に忠実だったから行われたのである。持つべきものは良き師匠。

3 仕事が抜群に楽になった

さて、結成して1年、最初は、ユニオンのスタイルにみんなに慣れて貰うためにも、全ての事件の弁護団に私は参加して、いろいろな人と共闘した。同期で気心が知れている大山団員、また、堀越事件や、ユニオンの事件でいくつか既に共闘をしている佐々木団員の仕事ぶりはもともとよく知っているし、信頼できるので二人には困難な事件ばかり共闘を依頼した。「SHOP99」では、戸館団員、三浦団員という60期の若い二人に階級闘争の最前線というべきこの事件の共闘を依頼し、また、女性の組合員の困難ないじめ・パワハラ事件では依頼者フォローも含め大久保団員に共闘を依頼した。同様の視点で三浦団員には困難な解雇事件の共闘を依頼した。その他、同じ事務所の岸団員、中川団員、今泉団員ともそれぞれ1件事件を共闘した。小貫団員には、偶然だが、病気を持つ難しい依頼者の案件の共闘を依頼している。酒井団員には、「労働者」性が争われるという、ある意味大変基本的でかつ本質的な事件の共闘を依頼している。

他事務所も含め他の弁護士のみなさんと一緒に仕事をしてみていえるのは、抜群に私の仕事が楽になったということである。当たり前だが、私が今まで1人でしていた起案を他の人がしてくれる。しかも私が気にしなかったことや気にもとめなかったことを言ってくれる。その人がわかっていないと私が思ったとき、私がその人に話しをする中で、私自身自分の考えを咀嚼し、言葉にして表現する中で理解が深まる。

労働審判申立をした4件は、24条終了となって本訴に移行したグッドウィルの件を除き、組合員と組合の満足すべき成果を勝ち得ることが出来た。これもひとえに、共闘した若い団員の活躍のたまものである。

というわけで、私は楽をして質の高い仕事の上に事務局長として君臨し、それでいて自分の理解が深まり、仕事がはかどる。報酬が半分もっていかれるぐらい、安いものではないか！以上により、私は顧問弁護団を結成して心底良かったと思っている。

4 団事務所の将来は安泰である

若い期の弁護士と共闘してみて思うのは、私より期が下の団員弁護士は、総じて優秀だということ。期が上の私に対する起案だということもあるだろうし、特に他事務所の弁護士である場合は、きっと自分の事務所の先輩弁護士に対するより気を遣って、しっかり仕事してくれているのだと思う。皆さん、総じて私の予想以上の起案をきっちり出してくれる。事件の見立てについて、連絡をしてくるメールの内容も実に鋭い。私の1年目、2年目のときより間違いなく優秀だ。都内の団事務所の将来ははっきり言って安泰である。

それにしても金銭的には厳しい事件なのに、みんな文句も言わずよく働いてくれるから感心する。いや、本当は文句を言いたいんだけど、言えないだけかな…？

「すき家」「Ash」の事件で共闘している大山さん、佐々木さんとの仕事はとにかく楽しい。敵を懲らしめるためにはどうしたらいいか。ユニオン専従とも一緒になって、「すき家」の刑事告訴だとか、「Ash」の交渉戦術だとか、そういったことに知恵を絞る、創意工夫をもって取り組んでいられるからだろう。

5 真面目な話しを少し～これからのユニオンのために更に力を出して貰いたい

今まで不真面目だったわけではないが、真面目な話しを少しする。「ワーキングプア」や「貧困」が由々しき問題であることに団員に異論はないと思う。しかし、それに対する「反・貧困」のたたかいの現場に、団員はもっともっとつっこんでいくべきである。その意味で、若手の団員が各種訴訟や、「反・貧困」のいろいろな運動の現場に出向いているのは大変心強い。その中の一つとして、労働組合のたたかいが位置づけられることも間違いのないところで、ナマの青年労働者がどんなことを考えているのか、どんな生活なのか、どんなたたかいをしているのか、組織化にはどのような困難があるのか、そのリアルな現場に都内の多くの事務所の団員が参加できるという意味において、首都圏青年ユニオン顧問弁護団は実に大きな価値があると自負している。その意味では、年4回の顧問弁護団会議に参加して貰うだけでも、大きな価値があるだろう。

私としては、これからのユニオンの課題に、顧問弁護団のみなさんには、いろいろな事件や活動に共に取り組んで貰う形で、更に力を出して欲しいと思う。私は、首都圏青

年ユニオンが、「残業代未払い・社会保険未加入・年次有給休暇未取得」という三大労働法違反の是正を中心に、また、「反・貧困」の大きな取り組みの中で運動を進めていることは、それはそれで大切だと思っているが、それに甘んじるのであれば大いに不満だとも考えている。ユニオンは、もっともっと、法規に明確に違反するのではない事案でも取り組みをしなければいけないし、もっともっと、「組織化」に本気にならなければいけない。例えば、ユニオンは、2007年の総会で、地域分会を重視し、建設する方針を打ち出した。その方針はどれぐらい実行されているのか？地域分会の建設と活動にユニオンはどれぐたい意を注いでいるのか？私はこうした問題意識を持っているし、その叱咤激励をユニオンにしていきたいと考えている。そのことに、顧問弁護団の多くの皆さんのお力を、お借りしていきたいというのが、私の今の考えである。

というわけで、今まで配点していなかったみなさま。これからは容赦しません。覚悟して下さい。

以 上

この文書は1月3日に特別報告集の原稿として東京支部に届いています。こちらの作業のミスにより製本した特別報告集に載せられなかったことを深くお詫びします。

東京支部 事務局

日誌 2月9日～3月17日

- 2月 9日 『「東京都高齢者保健福祉計画」のパブリックコメント』応募
- 12日 表現の自由を侵害する東京都安全・安心まちづくり条例改正に反対する声明
- 10日 オリンピック招致への意見
- 12日 自由法曹団労働委員会／支部幹事会／自由法曹団司法問題委員会
- 14日 労働ブックレット出版記念シンポ（自由法曹団）
- 16日 「ヒラリークリントン米国務長官の日本訪問にあたっての在日米軍基地問題についての要請」／自由法曹団警察問題委員会
- 18日 「平成21年度 東京都食品衛生監視指導計画（案）」への意見
- 21日 自由法曹団常任幹事会（愛知）
- 24日 自由法曹団国際問題委員会
- 27日 支部総会
- 28日 支部総会
- 3月 3日 表現の自由を侵害する東京都安全・安心まちづくり条例改正反対の都議会要請行動
- 7日 自由法曹団司法拡大委員会
- 10日 東京都安全・安心まちづくり条例改正反対新宿西口宣伝
- 13日 労働対策本部全国会議
- 17日 東京都安全・安心まちづくり条例の審議、都議会傍聴／自由法曹団市民問題委員会／自由法曹団警察問題委員会

